

長野市要介護認定等情報提供要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき本市が行った要介護認定又は要支援認定に係る情報（以下「要介護認定等情報」という。）を当該要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「本人」という。）、その家族その他関係者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定による保有個人情報の提供を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 介護予防ケアマネジメント 法の規定により、本市が行う介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防支援事業をいう。

(2) 介護サービス計画の作成等 次のアからエまでに掲げる計画の作成又は判定をいう。

ア 介護サービス計画（居宅サービス計画、介護予防サービス計画（介護予防ケアマネジメントのケアプランを除く。）等又は施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成

イ 介護予防ケアマネジメントのケアプランの作成

ウ 指定介護老人福祉施設又は法の規定により指定を受けた地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）に係る入所対象者の判定

エ ア若しくはイに掲げる計画又はウに掲げる判定に類するものとして市長が認めるもの

(要介護認定等情報の提供目的)

第3 要介護認定等情報の提供は、本人又はその家族に対する要介護認定又は要支援認定に係る手続の透明性を高め、本市の介護保険事業への信頼を確保すること並びに介護保険事業者の円滑な介護サービス計画の作成等及び適切な介護保険サービスの利用に資することを目的とする。

(要介護認定等情報の提供対象者)

第4 要介護認定等情報の提供対象者は、本人（法定代理人（成年後見人又は代理権の付与の審判がされた保佐人若しくは補助人をいう。以下同じ。）を含む。）又は次に掲げる者のうち、当該要介護認定等情報の提供に係る本人の同意を得たものとする。

(1) 家族（本人の配偶者又は三親等以内の親族に限る。以下同じ。）

(2) 本人と居宅サービス計画の作成に係る契約を締結している指定居宅介護支援事業者

(3) 本人と介護予防サービス計画の作成に係る契約を締結している指定介護予防支援事業者又は当該指定介護予防支援事業者から当該介護予防サービス計画の作成

に係る業務の委託を受けた指定居宅介護支援事業者

- (4) 本人と介護予防ケアマネジメントに係る契約を締結している地域包括支援センターの設置者又は当該地域包括支援センターの設置者から介護予防ケアマネジメントに係る委託を受けた指定居宅介護支援事業者
- (5) 本人と施設サービスに係る契約を締結している指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院
- (6) 本人と次に掲げる介護の提供に係る契約を締結している事業者
 - ア 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護
 - イ 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護
 - ウ 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - エ 小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護
 - オ 看護小規模多機能型居宅介護
- (7) 第2第2号ウに規定する判定を行うために、要介護認定等情報の提供を必要とする指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設等」という。）
- (8) その他前各号に準ずる者として要介護認定等情報の提供が必要と市長が認めるもの
(提供の対象となる情報)

第5 要介護認定等情報の提供は、次の各号に掲げる本人の要介護認定等情報のうち、第3に規定する目的のために市長が必要と認めるものについて行う。

- (1) 心身の状況、その置かれている環境等に係る認定調査の情報
- (2) 身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等に係る主治医の意見若しくは診断の結果（以下「主治医意見書」という。）
- (3) 要介護又は要支援の認定に係る判定結果
- (4) 在宅サービス（居宅サービス又は地域密着型サービスのうち、市長が別に定めるサービスをいう。）の利用率（指定介護老人福祉施設等における入所対象者の判定に必要な場合に限る。）

（申請の手続）

第6 要介護認定等情報の提供の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 本人（法定代理人を含む。）又は家族 長野市要介護認定等情報提供申請書（本人・家族用）（様式第1号）
- (2) 事業者（指定介護老人福祉施設等に係る入所対象者の判定を目的に申請を行う事業者を除く。） 長野市要介護認定等情報提供申請書（事業者用）（様式第2号）
- (3) 指定介護老人福祉施設等に係る入所対象者の判定を目的に申請を行う事業者 長野市要介護認定等情報提供申請書（指定介護老人福祉施設入所判定用）（様式第3号）

2 申請者は、前項の規定による申請に当たっては、申請書に別表に掲げる関係書類

を添えるものとする。

3 前2項の規定により申請を行う場合において、本人が身体上の理由その他やむを得ない理由により申請書の本人同意欄にその氏名を記載できないときは、代筆者が本人に対して申請書の内容に相違がないことを確認し、及び代筆することについて本人の同意を得た上で、本人の氏名、代筆者の氏名及び代筆者と本人との続柄を記載するものとする。

4 前3項の規定の場合において、次の各号に掲げるときには、申請書の本人同意欄への記載を省略することができる。

(1) 本人から申請者に対して、本人の要介護認定等情報の提供に係る委任状があるとき。

(2) 本人の要介護認定等情報の提供について、指定介護老人福祉施設等への入所に係る申込書又は契約書により本人から同意を得ているとき（申請者が第1項第3号に掲げる事業者であるときに限る。）。

（要介護認定等情報の提供）

第7 第6の申請に基づく要介護認定等情報の提供は、保健福祉部介護保険課においては閲覧又は写し（電磁的記録を紙に出力したものを含む。）の交付により、市長が別に定める支所においては写し（電磁的記録を紙に出力したものを含む。）の交付により行う。

2 前項により交付する写しの部数は、同一の申請者につき1部とする。

3 要介護認定等情報の閲覧及び写しの交付に係る費用は、無料とする。

4 要介護認定等情報の写しの交付を請求する場合は、郵送により交付を受けることもできる。

（要介護認定等情報の提供の制限）

第8 第6の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、要介護認定等情報の提供を行わないものとする。

(1) 第3に規定する目的以外に使用すると市長が認めるとき。

(2) 要介護認定等情報の提供を行うことにより、本人の生命、身体、健康、財産等の保護又は市民生活の安全の確保に支障が生じ、又は生じるおそれがあると市長が認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、主治医意見書の提供については、あらかじめ、当該主治医意見書を提出することについて当該主治医意見書を作成した医師又は当該主治医意見書の作成に関与した医師その他の医師（以下「主治医等」という。）の同意を得なければならない。ただし、第4第2号から第8号までに掲げる者に提供する場合であって、主治医意見書に介護サービス計画の作成等に利用することについての主治医等の同意がある場合には、これを省略することができる。

3 前項の場合において、主治医等の同意が得られないときは、要介護認定等情報の提供を行わない。

（要介護認定等情報の提供を受けた者の遵守事項）

第9 要介護認定等情報の提供を受けた者（本人を除く。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた要介護認定等情報に係る本人の情報（以下「本人情報」という。）又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を第3に規定する目的以外に使用しないこと。
- (2) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと及び親族情報を当該親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと。
- (3) 要介護認定等情報の提供を受けた事業者の職員その他の従事者である者又は当該職員その他の従事者であった者が、前2号に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 第8第2項ただし書の規定により主治医意見書の提供を受けた場合であって、第3に規定する目的のため当該主治医意見書を本人又は家族（文書により本人の同意を得ている場合に限る。）に提供するときは、主治医等の同意を得なければならないこと。
- (5) 提供を受けた要介護認定等情報を第3に規定する目的以外で複製しないこと。
- (6) 要介護認定等情報の提供を受けた者は、提供を受けた当該要介護認定等情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防止するために必要な措置を講じなければならないこと。
- (7) 提供を受けた要介護認定等情報を保有する必要がなくなったときは、当該要介護認定情報等を確実かつ速やかに廃棄すること。
- (8) 市長から提供した要介護認定等情報の写しの返還を求められたときは、速やかに返還すること。

（遵守事項違反に対する措置）

第10 市長は、本要綱に基づき要介護認定等情報の提供を受けた者（本人を除く。）が第9各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第7第1項の規定にかかわらず、その後、当該者に対して要介護認定等情報の提供を行わないことがある。

（補則）

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
（長野市介護保険個人情報提供要綱の廃止）
- 2 長野市介護保険個人情報提供要綱（平成12年長野市告示第11号）は、廃止する。

別表

申請者の区分	関係書類
本人	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）、運転免許証、旅券その他本人の顔写真が貼付された本人の身分を確認できる官公署が発行した書類その他本人の身分を確認できる書類
家族	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人の介護保険被保険者証若しくはその写し又は介護保険要介護・要支援認定等結果通知書その他本人が介護認定を受けたことを確認できる書類又はその写し 2 マイナンバーカード、運転免許証、旅券その他申請者の顔写真が貼付された申請者の身分を確認できる官公署が発行した書類その他申請者の身分を確認できる書類
法定代理人	<ol style="list-style-type: none"> 1 マイナンバーカード、運転免許証、旅券その他申請者の顔写真が貼付された申請者の身分を確認できる官公署が発行した書類その他申請者の身分を確認できる書類 2 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書又は家庭裁判所の審判書及び確定証明書 3 権限の範囲が確認できる書類（保佐人又は補助人の場合であって、2に掲げる書類で確認することができないときに限る。） 4 社員証、委任状その他担当職員が法人に所属していることが確認できる書類（成年後見人が法人の場合に限る。）
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供契約書、入所契約書その他介護サービス計画の作成、施設サービス等に係る契約関係等にあることが確認できる書類又はその写し（第6第1項の規定による申請の日において本市に提出された居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書、介護予防ケアマネジメント申込書、介護予防ケアマネジメント（変更）申込書、（（看護）（介護予防）小規模多機能型居宅介護）サービス計画作成依頼（変更）届出書等（以下「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書等」という。）に記載された事業者及び第5第4号に掲げる情報の提供を申請する事業者は除く。） 2 従業員証その他申請者又は来庁者が当該事業者に所属していることが確認できる書類又はその写し 3 指定介護老人福祉施設等への入所に係る申込書若しくは契約書又はその写し（第5第4号に掲げる情報の提供を申請す

る事業者に限る。)

(表)
長野市要介護認定等情報提供申請書 (本人・家族用)

年 月 日

(宛先) 長野市長

長野市要介護認定等情報提供要綱の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請者	氏名		本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 (続柄:) <input type="checkbox"/> 法定代理人
	住所		連絡先電話番号	

被保険者本人	氏名		被保険者番号	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日		
	住所			

提供情報等	希望する情報	<input type="checkbox"/> 認定審査会資料 (概況・基本調査・特記事項、一次・二次判定結果) <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 認定調査票 <input type="checkbox"/> 判定結果 (認定結果通知)
	希望する情報の期間	<input type="checkbox"/> 最新のもの <input type="checkbox"/> 平成・令和 年 月 認定分
	希望する提供の方法	<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧
	提供を求める理由 (目的)	<input type="checkbox"/> 認定結果の確認 <input type="checkbox"/> 施設入所手続

本人同意欄	私は、この申請書の内容に相違がないことを誓約し、及び長野市が保有する私の上記情報について、申請者に提供することに同意します。			
	本人の氏名	記載日: 年 月 日	代筆者の氏名	本人の同意に基づき、本人同意欄に代筆します。 (続柄)

注

- 1 本人の同意欄は、申請者が本人以外の場合に記載してください。
- 2 本人の同意欄に本人の自署が困難な場合は、代筆者が本人の同意を得た上で、本人の氏名、代筆者の氏名及び本人との続柄を記載してください。
- 3 申請者に対して要介護認定等情報を提供することについて、委任状により本人の同意があることが確認できる場合は、記載は不要です。

(裏)

私は、提供を受けた情報について、次の事項を遵守することを誓約します。

- (1) 提供を受けた要介護認定等情報に係る本人又は親族の情報を申請書に記入した利用目的以外には使用しないこと。
- (2) 提供を受けた要介護認定等情報に係る本人の情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと及び本人の親族の情報を当該親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと。
- (3) 申請書に記入した利用目的以外に、提供を受けた情報を複写し、又は複製しないこと。
- (4) 提供を受けた要介護認定等情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防止するために必要な措置を講じること。
- (5) 提供を受けた情報を保有する必要がなくなったときは、当該情報を確実かつ速やかに廃棄すること。
- (6) 長野市から提供を受けた情報の返還を求められたときは、速やかに返還すること。

(表)
長野市要介護認定等情報提供申請書 (事業者用)

年 月 日

(宛先) 長野市長

長野市要介護認定等情報提供要綱の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請者	事業者の名称及び担当者名	(担当者名:)	本人との関係	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 介護保険施設 <input type="checkbox"/> その他 (要綱第4第 号に該当)
	所在地			
	連絡先電話番号			

被保険者本人	氏名		被保険者番号	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日		
	住所			
提供情報等	希望する情報	<input type="checkbox"/> 認定審査会資料一式 (概況・基本調査・特記事項、主治医意見書、一次・二次判定結果) <input type="checkbox"/> 認定調査票 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	希望する情報の期間	<input type="checkbox"/> 最新のもの <input type="checkbox"/> 令和 年 月認定分		
	希望する提供の方法	<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧		
	提供を求める理由 (目的)	<input type="checkbox"/> 介護サービス計画作成のため <input type="checkbox"/> その他 ()		
居宅サービス計画作成依頼 (変更) 届出書等の提出について		<input type="checkbox"/> 提出済 <input type="checkbox"/> 同時提出 <input type="checkbox"/> 未提出		

注 居宅サービス計画作成依頼 (変更) 届出書等を提出済の場合は、本人と契約関係等にあることが確認できる書類の提示は不要です。

本人同意欄	私は、この申請書の内容に相違がないことを誓約し、及び長野市が保有する私の上記情報について、申請者に提供することに同意します。			
	本人の氏名	記載日: 年 月 日	代筆者の氏名	本人の同意に基づき、本人同意欄に代筆します。(続柄)

注

- 1 本人の同意欄に本人の自署が困難な場合は、代筆者が本人の同意を得た上で、本人の氏名、代筆者の氏名及び本人との続柄を記載してください。
- 2 申請者に対して要介護認定等情報を提供することについて、委任状により本人の同意があることが確認できる場合は、記載は不要です。

(裏)

私は、提供を受けた情報について、次の事項を遵守することを誓約します。

- (1) 提供を受けた要介護認定等情報に係る本人又は親族の情報を申請書に記入した利用目的以外には使用しないこと。
- (2) 提供を受けた要介護認定等情報に係る本人の情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと及び本人の親族の情報を当該親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと。
- (3) 事業者の職員その他の従事者である者又は職員その他の従事者であった者が、(1) 及び(2) に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講じること。
- (4) 主治医意見書の提供を受けた場合であって、申請書に記入した利用目的のために当該主治医意見書を本人又は親族に提供するときは、当該主治医意見書を作成した医師又は当該主治医意見書の作成に関与した医師その他の医師の同意を得ること。
- (5) 申請書に記入した利用目的以外に、提供を受けた情報を複写し、又は複製しないこと。
- (6) 提供を受けた要介護認定等情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防止するために必要な措置を講じること。
- (7) 提供を受けた情報を保有する必要がなくなったときは、当該情報を確実かつ速やかに廃棄すること。
- (8) 長野市から提供を受けた情報の返還を求められたときは、速やかに返還すること。

長野市要介護認定等情報提供申請書 (指定介護老人福祉施設入所判定用)

年 月 日

(宛先) 長野市長

長野市要介護認定等情報提供要綱の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請者	事業者の名称 及び担当者名	(担当者名: _____)
	所在地	
	連絡先 電話番号	

被保険者本人	氏名		被保険者 番号																	
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日															
	住所																			

提供情報等	希望する情報	<input type="checkbox"/> 要介護状態区分 <input type="checkbox"/> 認知症高齢者の日常生活自立度 <input type="checkbox"/> 在宅サービス率 (要綱第5第4号に掲げる情報をいう。) <input type="checkbox"/> その他 (_____)
	提供を求める理由 (目的)	介護老人福祉施設入所に当たり必要な情報であるため。

本人同意欄	私は、この申請書の内容に相違がないことを誓約し、及び長野市が保有する私の上記情報について、申請者に提供することに同意します。		
	本人の氏名	記載日: _____ 年 _____ 月 _____ 日	代筆者の氏名

注

- 1 本人の同意欄に本人の自署が困難な場合は、代筆者が本人の同意を得た上で、本人の氏名、代筆者の氏名及び本人との続柄を記載してください。
- 2 申請者に対して要介護認定等情報を提供することについて、委任状、指定介護老人福祉施設等への入所に係る申込書若しくはその写し又は契約書若しくはその写しにより本人の同意があることが確認できる場合は、記載は不要です。

(裏)

私は、提供を受けた情報について、次の事項を遵守することを誓約します。

- (1) 提供を受けた要介護認定等情報に係る本人又は親族の情報を申請書に記入した利用目的以外には使用しないこと。
- (2) 提供を受けた要介護認定等情報に係る本人の情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと及び本人の親族の情報を当該親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと。
- (3) 事業者の職員その他の従事者である者又は職員その他の従事者であった者が、(1)及び(2)に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講じること。
- (4) 主治医意見書の提供を受けた場合であって、申請書に記入した利用目的のために当該主治医意見書を本人又は親族に提供するときは、当該主治医意見書を作成した医師又は当該主治医意見書の作成に関与した医師その他の医師の同意を得ること。
- (5) 申請書に記入した利用目的以外に、提供を受けた情報を複写し、又は複製しないこと。
- (6) 提供を受けた要介護認定等情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防止するために必要な措置を講じること。
- (7) 提供を受けた情報を保有する必要がなくなったときは、当該情報を確実かつ速やかに廃棄すること。
- (8) 長野市から提供を受けた情報の返還を求められたときは、速やかに返還すること。